

質問書に対する回答 1

件名	第三京浜道路 市境高架橋塗替塗装工事		
番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	労務単価について	R7年3月度より適用となる公共工事設計労務単価が公表となりましたが、本工事の労務単価はR7年度採用でしょうか。	弊社ホームページ「設計単価の改定（令和7年3月）および特例措置について」よりご確認下さい。 https://www.e-nexco.co.jp/bids/sekisan/
2	特記仕様書16-3について	本工事の余裕期間について、主任技術者または監理技術者の配置を要しないとありますが、現場代理人については配置を要する認識でよろしいでしょうか。	現場代理人は余裕期間であっても配置が必要です。
3	塗膜除去について	特記仕様書17-4-1に記載の剥離剤使用量および回数について、試験施工等の結果によっては、標準使用量及び回数の変更は協議の対象となりますでしょうか。	特記仕様書17-4-6「施工」(5)に記載のとおり、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更する必要があると認められた場合は協議対象となります。
4	落下防止網撤去設置工A,A（夜）について	落下防止網撤去設置工については、足場内での施工条件でしょうか。もしくは、足場架設前にて高所作業車等を用いた施工を想定されておりますでしょうか。 当初資料では、移動足場工等の計上はございません。	足場架設後の作業を想定しています。
5	落下防止網撤去設置工A,A（夜）について	現地確認したところ、網の摩耗、カラビナの腐食等もあり復旧が難しい箇所も出てくると想定されます。その際、購入品等を使用した復旧になりますが、協議の対象となりますでしょうか。	特記仕様書17-7-3「施工」に記載のとおり、撤去した落下物防止網の損傷が著しく、再設置できない場合等、落下物防止網撤去設置工について変更する必要があると認められた場合は協議対象となります。
6	剥離剤養生設備工費について	本工事、剥離回数は2回となっておりますが、剥離剤養生設備工については、剥離回数1回に対して、1層の養生が必要という認識でよろしいでしょうか。本工事、2回➡2層必要ということでしょうか。	剥離作業2回に対し養生を1回を想定していますが、貴社の施工計画に基づき計上ください。